

身体的拘束最小化のための指針

1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

東京衛生アドベンチスト病院は、患者の基本的な人権を尊重する観点から、身体的拘束を極力行わない方針です。患者の生命および身体が危険に曝される可能性が著しく、身体的拘束を行う以外に安全を確保する代替方法がない場合を除いて、身体的拘束をしない診療・看護の提供に努めます。

2. 基本方針

1) 身体的拘束の原則禁止

当院は患者の生命および身体が危険に曝される可能性が著しく、身体的拘束を行う以外に安全を確保する代替方法がない場合を除いて、身体的拘束をしない診療・看護の提供に努めます。

2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合

(1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う要件

患者または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、以下の3要件をすべて満たした場合に限り、必要最低限の身体的拘束を実施します。

- ① 切迫性：患者本人または他の患者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高い状態
- ② 非代替性：行動制限を行う以外に切迫性を除く方法がない状態
- ③ 一次性：行動制限は一時的で必要最低限の期間であること

(2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の説明と同意

医師・看護師を含む他職種で検討し医師が患者・家族へ説明を実施し、同意を得て行います。

3) 身体的拘束をしないために取り組む姿勢

- ・ 患者等が問題行動に至った経緯をアセスメントし、問題行動の背景を理解します。
- ・ 身体的拘束をすぐに行う必要があるかを複数名で評価し、身体的拘束をしなくてもよい対応を検討します。
- ・ 多職種によるカンファレンスを実施し、身体的拘束の必要性や患者に適した用具であるか等を評価します。
- ・ 身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">✓ 患者主体の行動、尊厳を尊重します。✓ 言葉や対応などで、患者等の精神的な自由を妨げません。✓ 患者の思いをくみとり、患者の意向に沿った医療・ケアを提供し、多職種協働で患者に応じた丁寧な対応に努めます。✓ 身体的拘束を誘発する原因の特定と除去に努めます。✓ 薬物療法、非薬物療法による認知症ケアやせん妄予防により、患者の危険行動を予防します。 |
|--|

- ・ 身体的拘束には該当しない患者の身体または衣服に触れない用具であっても、患者の自由な行動を制限することを意図とした使用は最小限とします。
- ・ 薬剤による行動の制限は身体的拘束には該当しないが、患者・家族等に説明を行い、同意を得て使用する。生命維持装置装着中や検査時等、薬剤による鎮静を行う場合は鎮静薬の必要性和効果を評価し、必要な深度を超えないよう、適正量の薬剤使用をします。
- ・ 身体的拘束は一時的に行うものであり、期間を定めアセスメントを行い、身体的拘束解除に向けて取り組みます。
- ・

3. 身体的拘束最小化のための体制

院内に身体的拘束最少化のための対策に係る身体最小化委員会（以下委員会）と身体的拘束最小化チーム（以下チーム）を設置し、月1回委員会を開催。

1) 委員構成

医師（専任）1名 看護師（専任）1名
 身体的拘束最小化に係る診療科医師（1名）
 身体的拘束最小化に係る病棟看護師（1名）
 薬剤師（1名）リハビリ科職員（1名）管理栄養士（1名）社会福祉士（1名）
 アドバイザー：医療安全推進室室長

2) 委員会の役割

- ・ 身体的拘束の実施状況を把握し、管理者含む職員に身体的拘束の最小化の取り組みに対して周知する。
- ・ 身体的拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアの検討を、各診療科症例検討会と看護部リスク委員会と連携し実施する。
- ・ 身体拘束を最小化する為の指針（マニュアル）を作成し、定期的に見直し職員に周知して活用する。
- ・ 身体的拘束最小化のための職員研修（年1回以上）を開催し、記録する。

4. 身体拘束を行う場合の対応

本人または他の患者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、院内限定の「身体的拘束開始・解除評価シート」にて評価し実施します。

5. この指針の閲覧について

当院での身体的拘束最小化のための指針は、院内にて閲覧及び当院ホームページに掲載し、いつでも患者様やご家族が自由に閲覧できるようにします。

2025 年 5 月 1 日